

## 令和 7 年度中小企業サイバーセキュリティ インシデント対応強化 募集要項

### 1. 本事業の目的

テレワークの普及やデジタル化、昨今のサイバー攻撃の激化により、中小企業のセキュリティ対策は急務となっていますが、インシデント対応の体制構築ができていない企業も存在します。こうした状況を踏まえ、中小企業に向けてインシデント発生時の対処、体制の整備による被害の最小化を図るため、CSIRT 構築、IT-BCP 策定を支援します。

### 2. 当事業の参加対象

参加申込にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

#### 1. 都内に主たる事業所を置く都内中小企業※

※次の表のいずれかに該当する中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

業種	資本金及び従業員
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3 億円以下又は 300 人以下
②卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
③サービス業	5 千万円以下又は 100 人以下
④小売業	5 千万円以下又は 50 人以下

- 「令和 6 年度中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備」等のサイバーセキュリティ人材育成・社内体制整備等の支援後、サイバーセキュリティ対策の継続や自走化に向けた取り組みを実施している企業
- 前身事業の「中小企業サイバーセキュリティ特別支援事業」の支援を受けていないこと  
※過去に IT-BCP 策定支援を受けた企業が CSIRT 構築支援への参加、CSIRT 構築支援を受けた企業が IT-BCP 策定支援への参加は可能。
- UTM や EDR 等のセキュリティ対策機器・ソフトウェアを導入し、社内セキュリティポリシー(IPA の SECURITY ACTION 二つ星宣言企業レベル)を策定している等、一定のセキュリティ対策を構築し、サイバーセキュリティ対策の継続や自走化に向けた取組を実施している企業
- その他上記 4 と同水準にある企業と判断した場合
- セキュリティに関する実態調査(アンケート)への回答にご協力をいただける企業
- 次のア～キの全てに該当すること
  - 都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと
  - 法令等もしくは公序良俗に反し、またその恐れがないこと

- (ウ) 東京都に対する賃料・使用料等の債務が存する場合、その支払いが滞っていないこと
- (エ) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- (オ) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- (カ) その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法などの公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- (キ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと

### 3. 申込受付期間

#### 【インシデント対応強化支援】

令和 7 年 5 月 29 日(木) から先着順

※原則先着順となりますが、参加企業の条件に該当しているかを確認した結果、参加をお断りさせていただきます場合がございます。

### 4. 募集企業(定員数)

支援内容	定員
インシデント対応強化支援 IT-BCP 策定支援コース	30 社程度
インシデント対応強化支援 CSIRT 構築支援コース	30 社程度

※IT-BCP 策定支援コース、CSIRT 構築支援コースの詳細は 8.支援内容をご確認ください。

※平日(土日祝、年末年始の事務局閉局日を除く)で支援時間を 1~2 時間程度確保していただける企業

### 5. 参加費用

無料

### 6. 申込方法

#### 1. 申込方法

以下の事業ホームページ上の申込フォームより必要事項を入力の上、お申込みください。

事業申込フォーム URL:<https://incident-taiou.metro.tokyo.lg.jp/entry-form/>



#### 2. 申込時の注意事項

- (1) お申し込み後、運営事務局からお申込受付の自動返信メールを差し上げます。この時点では事業への参加は確定していません。
- (2) 支援終了後、セキュリティに関するアンケートを実施しますので、回答のご協力をお願いします。

(3) 本事業終了後、参加企業の中から 6 社程度を対象として、中小企業のサイバーセキュリティ対策の取組事例について、ヒアリング調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

(4) 本事業にご参加いただくと同時に令和7年中小企業サイバーセキュリティ(情報発信・提供)のメールマガジン配信への参加同意を得たことといたします。

購読停止をご希望の場合は以下購読停止フォームより購読停止依頼をお願いいたします。

※購読停止までに 7~10 日かかりますのでご了承ください。

【購読停止申込 URL】 <https://forms.office.com/r/1auHyWpR78>

## <お申込みの流れ>

### [ Step1 ]

事業ホームページ内の参加フォームより必要事項を入力の上お申し込みください。

※原則先着順となりますが、参加企業の条件に該当しているかを確認した結果、参加をお断りさせていただきます場合がございます。

### [ Step2 ]

お申込み完了後、運営事務局からお申込み受付の自動返信メールを差し上げます。

※この時点では事業への参加は確定しておりません。

### [ Step3 ]

随時、運営事務局よりメールにてご連絡差し上げます。

本メール内に参加にあたりご提供いただきたい事前問診用の URL が記載されております。

メール受信後、速やかにご回答ください。

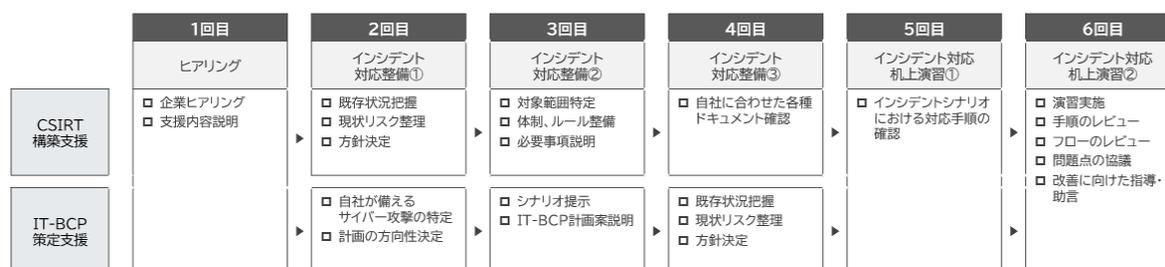
### [ Step4 ]

「事前問診」への回答をもって参加確定といたします。

※運営事務局よりメール送信後、一定期間ご回答がない場合はいただいた電話番号、メールアドレスへご連絡差し上げる場合がございます。

## 7. 支援の流れ

セキュリティ専門家が実際に企業へお伺いし、CSIRT 構築又は IT-BCP 策定の支援を行います。



## 【CSIRT 構築支援コース】

- ・ 全 6 回の訪問支援にて CSIRT の構築、机上インシデント対応演習を行います。

1 回目	企業ヒアリングと支援内容のご説明
2 回目	インシデント対応に関する既存の組織、ルール、技術的対策整備状況確認、現状の課題とリスクの整理を実施し、整備の方針を決定します。
3 回目	2 回目支援で決めた方針に基づき、CSIRTが対象とするインシデント、システム、組織を特定し、CSIRT体制を整備します。また運営に必要な規定・要領・基本フローについて説明します。
4 回目	3 回目の支援で説明した内容を基に、自社の運用に合わせた規程・要領・基本フロー等を確認します。
5 回目	インシデントシナリオにおける対応手順の確認を行います。
6 回目	演習を実施し、手順・フローのレビュー、問題点の洗い出し、改善に向けた助言を行います。

## 【IT-BCP 策定支援コース】

- ・ 全6回の訪問支援にて IT-BCP の策定、机上インシデント対応演習を行います。

1 回目	企業ヒアリングと支援内容のご説明
2 回目	ヒアリングから企業様で備えるべきサイバー攻撃を特定し、IT-BCP 計画の方向性を決定します。
3 回目	2 回目で決定した方向性のもと、サイバー攻撃に備えたシナリオを提示、IT-BCP 計画案を説明します。
4 回目	3 回目で提示した計画案を基に、自社の運用に合わせた IT-BCP 計画案を確認していきます。
5 回目	インシデントシナリオにおける対応手順の確認を行います。
6 回目	演習を実施し、手順・フローのレビュー、問題点の洗い出し、改善に向けた助言を行います。

## 8. 留意事項

### 1. 運営、実施について

- ・ 中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業 インシデント対応強化の参加企業の受付、申込内容の確認は、運営事務局が行い、東京都が承認するものとします。
- ・ 応募者が、応募に際し虚偽の情報を記載し、その他東京都及び運営受託者に対して虚偽の報告を行った場合は参加対象外といたしますので予めご了承ください。
- ・ 応募企業について、事業参加に不適切であると東京都及び運営事務局が判断した場合には、参加を辞退していただく場合がございますのでご注意ください。

### 2. 個人情報の取り扱い

- ・ 本事業で知り得た個人情報については、本事業のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)(<https://incident-taiou.metro.tokyo.lg.jp/privacypolicy/>)及びサイトポリシー(<https://incident-taiou.metro.tokyo.lg.jp/sitepolicy/>)に定めるところにより取り扱い、本事業の範囲内の利用に限定いたします。

また、利用目的の達成に必要な範囲で、お預かりした個人情報を外部委託することがあります。委託する場合は、運営事務局と個人情報保護体制が同等又はそれ以上の水準に達していると運

営事務局が判断した法人又は個人に、利用目的の範囲内においてのみ委託いたします。

・本事業の支援において取得したデータやアンケート結果等本事業期間中に知り得た情報については、本事業の一環で、成果報告書へ活用いたします。また、事業の成果については東京都産業労働局において、匿名で公表する場合がございます。

・ご記入頂いたご連絡先宛に、東京都から中小企業関連施策についてのご案内や、本事業に関する周知等ご連絡をさせていただく場合があります。

### 3. トラブル対応について

・本事業参加に際し発生したトラブルについて、東京都及び運営事務局は、あらゆる損害賠償責任から免責されるものとします。ただし、東京都及び運営事務局に故意または重過失が認められる場合には、この限りではございません。

## 9. 問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせは、以下運営事務局までお願いいたします。

東京都「令和7年度中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業 インシデント対応強化」運営事務局

電話受付：9:00-17:00(土日祝を除く)

メール：[cs-incident-taiou-tokyo-2025-ml@east.ntt.co.jp](mailto:cs-incident-taiou-tokyo-2025-ml@east.ntt.co.jp)

URL：<https://incident-taiou.metro.tokyo.lg.jp/>



※本事業は東京都より委託を受け、東日本電信電話株式会社が運営しています。